



公入管第207号の1
令和3年 6月21日

各発注機関の長 殿

土木建築部長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける
監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて(通知)

上記について、別紙のとおり取扱いを定めたので通知します。
については、事務処理に遺漏のないよう留意してください。
なお、この取扱いは一部の工事に限定したものであり、本通知対象外の工
事については、従前の取扱いが変更されるものではないことを申し添えます。

※建設業法第26条第3項ただし書とは、

監理技術者は、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設
業者が、監理技術者の職務を補佐する者を当該工事の現場に専任で置
くときは、当該工事の監理技術者は他の工事を兼任することができる。

公共工事入札管理室
(内線) 4526・4528

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて

大分県公共工事請負契約約款第10条に基づく建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、当面の間、下記のとおり取り扱うこととします。

第1 特例監理技術者の配置を認めない工事

- (1) 大分県が発注する予定価格（設計金額）が2億円以上の工事であるとき。
- (2) 総合評価落札方式施工計画等評価タイプを適用する工事であるとき。

第2 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置の要件等

特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置できること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- (5) 特例監理技術者が兼任できる工事は、大分県内の工事であること。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 現場の安全管理体制について、特例監理技術者が統括安全衛生管理者を兼ねていないこと。
- (10) 既発注工事等との兼任について、既発注工事等発注者と兼任ができる確認がとれていること。

第3 特記仕様書への記載

予定価格が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上2億円未満の工事において、特記仕様書等に別添1「特記仕様書記載例」（「●特例監理技術者の配置を認めない工事の場合」又は「●特例監理技術者の配置を認める工事の場合」）を記載するものとする。

第4 入札参加者への周知等

- (1) 特例監理技術者の配置を認める工事において、入札公告等に別添2「入札公告等記載例」(別紙)「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置について」を入札情報サービス(PPI)の「設計書閲覧」に添付するものとする。
- (2) 入札手続き中の工事において、上記第1及び第2に該当する場合は、落札決定後受注者に上記(別紙)を配布し、周知するものとする。
- (3) 稼働中の工事において、上記第1及び第2に該当する場合は、受注者に上記(別紙)を配布し、周知するものとする。

第5 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に係る手続き等

- (1) 本工事に特例監理技術者の配置をする場合、落札決定後、現場代理人・主任技術者等選任(変更)通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。

【提出書類】

- ①(別記様式1)「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の兼任届」
 - ②特例監理技術者及び監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格などの合格証など)
 - ③特例監理技術者及び監理技術者補佐の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(健康保険証等の写し等)
 - ④特例監理技術者が兼任する工事のコリンズ(CORINS)の写し等
 - ⑤上記第2(6)～(9)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類(任意様式)
- (2) 入札手続き中及び稼働中の工事において、受注者等から監理技術者から特例監理技術者へ変更の申出があった場合、上記の手続きと同様に行うこと。
 - (3) 受注者は、兼任している工事の一方が竣工した場合等、特例監理技術者が兼任する必要がなくなったときは、(別記様式2)「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の兼任解除届」を発注者に提出する。

第6 その他

- (1) 本取扱いについては、下請負人には適用されない。
- (2) 特例監理技術者は、現場代理人と兼務できない。
- (3) 上記以外の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル(令和2年9月30日付け国不建第130号)」を参照すること
- (4) 本取扱いについては、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

第7 適用期日

本取扱いについては、令和3年7月1日から適用する。

◆別添1「特記仕様書記載例」

●特例監理技術者の配置を認めない工事の場合

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

●特例監理技術者の配置を認める工事の場合

1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（10）の要件をすべて満たさなければならない。

- （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置できること。
- （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （4）同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- （5）特例監理技術者が兼任できる工事は、大分県内の工事であること。
- （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
- （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- （9）現場の安全管理体制について、特例監理技術者が統括安全衛生管理者を兼ねていないこと。
- （10）既発注工事等との兼任について、既発注工事等発注者と兼任ができる確認がとれていること。

2 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

3 手続き等については、入札公告等を参照すること。

◆別添2「入札公告等記載例」

(別 紙)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける
監理技術者の配置について

本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）を配置に係る対象工事です。

については、工事現場に配置する特例監理技術者について、下記のとおり取り扱いますので、手続きに留意のうえ、入札に参加してください。

- 1 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（10）の要件をすべて満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置できること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）特例監理技術者が兼任できる工事は、大分県内の工事であること。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
 - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （9）現場の安全管理体制について、特例監理技術者が統括安全衛生管理者を兼ねていないこと。
 - （10）既発注工事等との兼任について、既発注工事等発注者と兼任ができる確認がとれていること。
- 2 本工事に特例監理技術者の配置をする場合、落札決定後、現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。

【提出書類】

 - ①（別記様式1）「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の兼任届」
 - ②特例監理技術者及び監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士

等の国家資格などの合格証など)

- ③特例監理技術者及び監理技術者補佐の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し等）
- ④特例監理技術者が兼任する工事のコリンス（CORINS）の写し等
- ⑤上記第2（6）～（9）について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）